

新 (P7-23)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
いわくら とも み 岩倉 具 視 ゆうせいきゆうたく 幽棲旧宅 保存修理事業	H21~H23	史跡岩倉具視幽棲旧宅史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅(主屋, 附属屋他)

(事業内容)

国庫補助事業として,京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理(平成21~22年度), 便所・表門, 中門等の解体修理(平成21~23年度)を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岩倉具視幽棲旧宅は, 岩倉地区の文化, 観光の資源の核となっている。よってその修理事業は, 京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに, 岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-14-1 岩倉具視幽棲旧宅

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
むりんあん 名勝無鄰庵庭園等の整備	H23~	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 国指定名勝・無鄰庵庭園

(事業内容)

無鄰庵は本市の貴重な文化財であり, 保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。平成19年度から「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」を開催して保存管理計画等について議論を進め, 平

成23年3月に開催した第4回検討委員会において一定の方向性を定めた。今後, 中長期的な整備に向けた対応策を検討していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し, 七代目小川治兵衛の作庭による広大な庭園を持つ邸宅として知られ, 現在は京都市の施設として公開している。周辺には, 同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し, 固有の景観を形成している。当該施設の整備を図ることにより, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-14-2 名勝無鄰庵庭園

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市指定登録文化財修理事業等助成事業	S58~	市単独事業

(事業主体) 所有者(間接)

(事業区域) 京都市指定・登録文化財

(事業内容)

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し, 地域の文化向上と発展に資するため, 文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市文化財保護条例による京都市指定・登録文化財の保護は, 歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり, 京都市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与し, これらを保全することにより, 歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P7-22)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
いわくら とも み 岩倉 具 視 ゆうせいきゆうたく 幽棲旧宅 保存修理事業	H21~H23	史跡岩倉具視幽棲旧宅史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅(主屋, 附属屋他)

(事業内容)

国庫補助事業として,京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理(平成21~22年度), 便所・表門, 中門等の解体修理(平成21~23年度)を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岩倉具視幽棲旧宅は, 岩倉地区の文化, 観光の資源の核となっている。よってその修理事業は, 京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに, 岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-14-1 岩倉具視幽棲旧宅

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
むりんあん 名勝無鄰庵庭園の整備	H23~	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 国指定名勝・無鄰庵庭園

(事業内容)

無鄰庵は本市の貴重な文化財であり, 保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。平成19年度から「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」を開催して保存管理計画等について議論を進め, 平

成23年3月に開催した第4回検討委員会において一定の方向性を定めた。今後, 中長期的な整備に向けた対応策を検討していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し, 七代目小川治兵衛の作庭による広大な庭園を持つ邸宅として知られ, 現在は京都市の施設として公開している。周辺には, 同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し, 固有の景観を形成している。当該施設の整備を図ることにより, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-14-2 名勝無鄰庵庭園

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市指定登録文化財修理事業等助成事業	S58~	市単独事業

(事業主体) 所有者(間接)

(事業区域) 京都市指定・登録文化財

(事業内容)

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し, 地域の文化向上と発展に資するため, 文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市文化財保護条例による京都市指定・登録文化財の保護は, 歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり, 京都市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与し, これらを保全することにより, 歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-24)



写真 7-15 長江家住宅 (京都市指定有形文化財)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
伝統的建造物群保存事業	S51~	文化財関係国庫補助事業

(事業主体) 所有者 (間接)
 (事業区域) 伝統的建造物群保存地区内
 (事業内容)

伝統的建造物群保存地区とは、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定を行っている地区で、現在、産寧坂地区、祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に指定されている。嵯峨鳥居本を除く3地区が重点区域内にある。

伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。

伝統的建造物群保存地区地区 (重点区域内)	
産寧坂伝統的建造物群保存地区	計 3 地区
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	
上賀茂伝統的建造物群保存地区	

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
 地区指定以来、多くの事業の蓄積により、地区の風趣は一段と深まり、環境は着実に整えられてきている。
 当該地区内の環境を引き続き維持向上させていくことで歴史的建造物を守り育て、活か

したまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22~H24	市単独事業

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全域
 (事業内容)

生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について、市内の大学と連携して調査を行い、京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを、市指定や登録文化財等として保護していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

民家などの庭は、歴史的建造物を構成する要素として重要であり、規模が大きいものになると、良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し、必要な保護を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都を彩る建物や庭園制度	H23~	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全域
(事業内容)
市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化、公表することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、保全・継承を図っていく。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけではなく、市民目線の残すべき建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P7-23)



写真 7-15 長江家住宅 (京都市指定有形文化財)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
伝統的建造物群保存事業	S51~	文化財関係国庫補助事業

(事業主体) 所有者 (間接)
 (事業区域) 伝統的建造物群保存地区内
 (事業内容)

伝統的建造物群保存地区とは、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定を行っている地区で、現在、産寧坂地区、祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に指定されている。嵯峨鳥居本を除く3地区が重点区域内にある。

伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。

伝統的建造物群保存地区地区 (重点区域内)	
産寧坂伝統的建造物群保存地区	計 3 地区
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	
上賀茂伝統的建造物群保存地区	

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
 地区指定以来、多くの事業の蓄積により、地区の風趣は一段と深まり、環境は着実に整えられてきている。
 当該地区内の環境を引き続き維持向上させていくことで歴史的建造物を守り育て、活か

したまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22~H24	市単独事業

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全域
 (事業内容)

生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について、市内の大学と連携して調査を行い、京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを、市指定や登録文化財等として保護していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

民家などの庭は、歴史的建造物を構成する要素として重要であり、規模が大きいものになると、良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し、必要な保護を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-25)

旧 (なし)

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
未来へつなぐ歴史的建造物等計画的修理事業	H26~31	市単独事業

(事業主体)所有者(間接)

(事業区域)修理後に一般公開が可能な京都市指定・登録文化財

(事業内容)

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、歴史文化都市京都の質の向上を図るため、修理後に一般公開が可能な市指定・登録文化財の修理事業を行う事業者に対して補助金を交付する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市文化財保護条例による京都市指定・登録文化財の保護は、歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、京都市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与し、これらを保全することにより、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
被災した文化財の復旧支援事業	H30	市単独事業

(事業主体)所有者(間接)

(事業区域)京都市指定・登録文化財、“京都を彩る建物や庭園”制度による認定・選定

(事業内容)

平成30年度9月の台風により被害を受けた文化財等について、修理事業や倒木処理等を行う事業者に対して補助金を交付する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市文化財保護条例による京都市指定・登録文化財の保護は、歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、京都市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与し、これらを保全することにより、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
“京都を彩る建物や庭園”修理事業	H30~	市単独事業

(事業主体)所有者(間接)

(事業区域)“京都を彩る建物や庭園”制度による認定・選定

(事業内容)

“京都を彩る建物や庭園”制度により認定・選定した建物や庭園の維持・継承の確実性を高めるとともに、活用を促進することで、市民や観光客など多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として、修理事業等を行う事業者に対して補助金を交付する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

“京都を彩る建物や庭園”制度により認定・選定した建物や庭園の維持・継承は、歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、京都市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与し、これらを保全することにより、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-33)

旧 (P7-31)

事業名
歴史的町並み再生事業 <small>うるんざ</small> 胡乱座修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)
(事業区域) 歴史的市街地地区内
(事業内容)
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

主屋は通庭沿いに3室が並ぶ典型的な町家の平面型で、明治三十年上棟の棟札が残っている。庭を挟んだ奥には離れが建ち、現在は2階で主屋とつながっている。主屋は1、2階の座敷とも、床柱、床框、床地板などに銘木が使用され、数寄屋の意匠が加味されている。さらに、2階の四畳半は茶室仕様であり、明治後期の近代和風建築としての特徴をよく備えている。なお、国登録文化財に登録されている。

○ 修理内容

主屋・離れの屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理について助成を行う。



写真 7-23 胡乱座

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該建造物は、周辺の出入り大工の元住居で、職住共存地域の町衆の営みを支え、町並みを形成する上で重要な建造物である。現在は、簡易宿舎として活用されている。当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

キ 歴史的風致形成建造物の整備事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
歴史的風致形成建造物等整備事業	H30~H34	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 重点区域内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく街なみ環境整備事業

○ 建物概要

明治から昭和にかけて京都の近代化を象徴する施設が集積していた地において、市政を司る庁舎として長年に渡り使用されており、昭和初期の庁舎建築としての歴史的意匠を現代に継承し、今なお現役の庁舎として活躍している貴重な存在である。

○ 事業概要

同地区の歴史的な風致を形成する重要な構成要素であり、京都市民のシンボルである本庁舎の保存・改修を図るとともに、周辺道路の美装化等を進めることで、同地区の街なみ環境の維持・向上を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

市庁舎としての機能以外にも、祇園祭のくじ取り式が毎年市会議場で行われるなど、京都を代表する祭礼において欠かせない重要な役割を担っていること、また、市庁舎前広場では、国内外からの来賓の出迎えから休日のイベントの開催、夕方の児童の遊び場など、多彩な市民生活に欠かせないものとなっている。当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



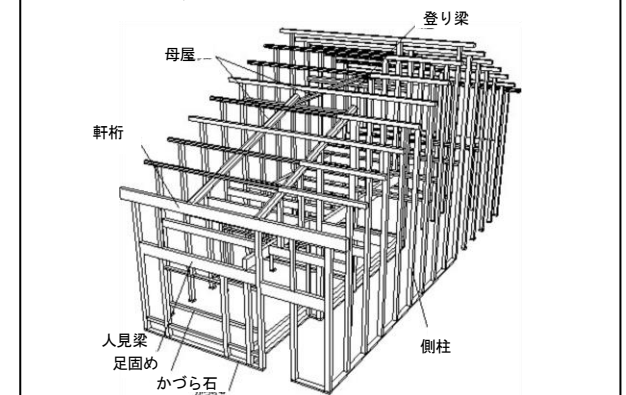
写真 7-24 京都市本庁舎

ク 姉小路界わい地区街なみ環境整備事業

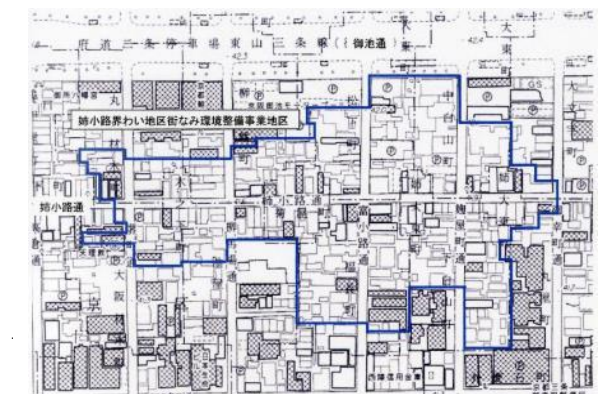
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
姉小路界わい地区街なみ環境整備事業	H16~H25	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省) (H21 まで街なみ環境整備事業)

(事業主体) 所有者 (間接)
(事業区域) 姉小路界わい地区
(事業内容)

京町家等の構造軸組みイメージ図



界わいに住む人及びなりわいを営む人の総意によるまちづくりの実現に向け、落ち着いた中低層の街なみを維持しつつ、京町家と調和した街なみを創造し、「居住」と「なりわい」と「文化性」のバランスを維持しつつ、地域の活力や魅力を高めることを目的としている。街なみ環境整備事業計画に基づき、平成16年から25年までの事業期間で、住宅等の建築物や建築設備等の修景等を行う、通り景観改善事業等を行っていく。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

姉小路界わい地区は、京都市のほぼ中心に位置しており、様々な業種の老舗と小さな商店、町家が中低層の良好な町並みを形成している。

事業名
歴史的町並み再生事業 <small>うるんざ</small> 胡乱座修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)
(事業区域) 歴史的市街地地区内
(事業内容)
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

主屋は通庭沿いに3室が並ぶ典型的な町家の平面型で、明治三十年上棟の棟札が残っている。庭を挟んだ奥には離れが建ち、現在は2階で主屋とつながっている。主屋は1、2階の座敷とも、床柱、床框、床地板などに銘木が使用され、数寄屋の意匠が加味されている。さらに、2階の四畳半は茶室仕様であり、明治後期の近代和風建築としての特徴をよく備えている。なお、国登録文化財に登録されている。

○ 修理内容

主屋・離れの屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理について助成を行う。



写真 7-23 胡乱座

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

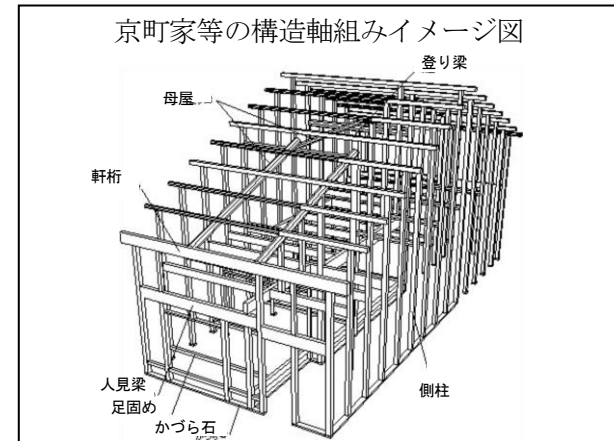
当該建造物は、周辺の出入り大工の元住居で、職住共存地域の町衆の営みを支え、町並みを形成する上で重要な建造物である。現在は、簡易宿舎として活用されている。当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-34)

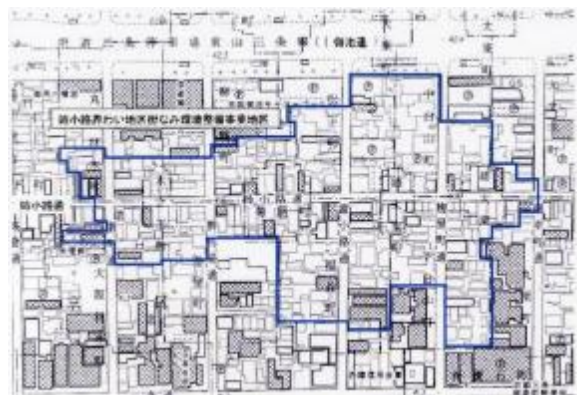
ク 姉小路界わい地区街なみ環境整備事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
姉小路界わい地区街なみ環境整備事業	H16~H25	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省) (H21 まで街なみ環境整備事業)

(事業主体) 所有者 (間接)
(事業区域) 姉小路界わい地区
(事業内容)



界わいに住む人及びなりわいを営む人の総意によるまちづくりの実現に向け、落ち着いた中低層の街なみを維持しつつ、京町家と調和した街なみを創造し、「居住」と「なりわい」と「文化性」のバランスを維持しつつ、地域の活力や魅力を高めることを目的としている。街なみ環境整備事業計画に基づき、平成16年から25年までの事業期間で、住宅等の建築物や建築設備等の修景等を行う、通り景観改善事業等を行っていく。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
姉小路界わい地区は、京都市のほぼ中心に位置しており、様々な業種の老舗と小さな商店、町家が中低層の良好な町並みを形成して

いる。平成12年には、まちづくりの指針として「姉小路界限町式目 (平成版)」を策定するなど、地域住民のまちづくりや町並みに対する関心も高い。

本事業を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ケ 京町家耐震診断・耐震改修に関する事業

(事業内容)

住宅の用途に供されている京町家等 (伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築されたもの) について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして住み継ぐために地震に対する安全性の向上を図る。(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般的に京町家といわれる木造住宅の多くが建築基準法施行 (昭和25年) 以前に建築されており、その後建築された在来軸組構法の木造住宅とは、構造に大きな違いがある。これらの事業を行うことによって、京町家等の構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修が促進される。また、伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして継承し、安心安全なまちを形成していくことで、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家耐震診断士派遣事業	H19~	(国土交通省) (H21 まで地域住宅交付金) H22~H23 社会資本整備総合交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業) H24 社会資本整備総合交付金 (全国防災枠) (住宅・建築物安全ストック形成事業) H25~防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) 京町家等の所有者又は居住者 (予定を含む) (間接)
(事業区域) 市域全体

旧 (P7-32)

いる。平成12年には、まちづくりの指針として「姉小路界限町式目 (平成版)」を策定するなど、地域住民のまちづくりや町並みに対する関心も高い。

本事業を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ケ 京町家耐震診断・耐震改修に関する事業

(事業内容)

住宅の用途に供されている京町家等 (伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築されたもの) について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして住み継ぐために地震に対する安全性の向上を図る。(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般的に京町家といわれる木造住宅の多くが建築基準法施行 (昭和25年) 以前に建築されており、その後建築された在来軸組構法の木造住宅とは、構造に大きな違いがある。これらの事業を行うことによって、京町家等の構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修が促進される。また、伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして継承し、安心安全なまちを形成していくことで、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家耐震診断士派遣事業	H19~	(国土交通省) (H21 まで地域住宅交付金) H22~H23 社会資本整備総合交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業) H24 社会資本整備総合交付金 (全国防災枠) (住宅・建築物安全ストック形成事業) H25~防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) 京町家等の所有者又は居住者 (予定を含む) (間接)
(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、京町家等の所有者に対して「京都市京町家派遣耐震診断士」を派遣し、京町家の特徴に適した診断手法で耐震診断を行う。所有者には、費用の一部を負担してもらう。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家等耐震改修助成事業	H19~	(国土交通省) (H21 まで地域住宅交付金) H22~H23 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業/提案事業) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25 防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業) H26~防災・安全交付金 (効果促進事業) (京都府) 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助

(事業主体) 京町家等の所有者又は居住者 (予定を含む) (間接)
(事業区域) 市域全域
(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された京町家等、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
木造住宅耐震改修計画作成助成事業	H24~	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (住宅建築物安全ストック形成事業) H25~防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) 木造住宅の所有者又は居住者 (予定を含む) (間接)
(事業区域) 市域全域

新 (P7-35)

旧 (P7-33)

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、京町家等の所有者等に対して「京都市京町家派遣耐震診断士」を派遣し、京町家の特徴に適した診断手法で耐震診断を行う。所有者等には、費用の一部を負担してもらう。(平成27～30年度は無料)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家等耐震改修助成事業	H19～	(国土交通省) (H21 まで地域住宅交付金) H22～H23 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業/提案事業) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25 防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業) H26～防災・安全交付金 (効果促進事業) (京都府) 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助

(事業主体) 京町家等の所有者又は居住者 (予定を含む) (間接)

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された京町家等、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で、耐震設計及び耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
木造住宅耐震改修計画作成助成事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (住宅建築物安全ストック形成事業) H25～防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) 木造住宅の所有者又は居住者 (予定を含む) (間接)

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

木造住宅 (京町家等を含む。以下同じ) の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し、一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成、設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
まちな匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25～防災・安全交付金 (効果促進事業) (京都府) 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助

(事業主体) 木造住宅の所有者又は居住者 (予定を含む) (間接)

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、木造住宅 (京町家等を含む。) の所有者等に対し、メニューに該当する耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

(事業内容)

木造住宅 (京町家等を含む。以下同じ) の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し、一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成、設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
まちな匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25～防災・安全交付金 (効果促進事業) (京都府) 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助

(事業主体) 木造住宅の居住者、居住予定者、所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、木造住宅 (京町家等を含む。) の所有者等に対し、メニューに該当する耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家改修助成モデル事業	H18～H22	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施
京町家改修助成事業	H23～	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施 ※平成24年4月から公益

(事業主体) 所有者等

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。

- 京町家改修助成モデル事業
景観形成に寄与し、文化発信、まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。
- 京町家活動助成モデル事業
京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。
- 京町家改修助成事業
第一段階としての先行的モデル事業を終了し、今後は安定・継続的な事業の実施期として、地域まちづくりとの関係性が深く、改修後は景観重要建造物の指定をめざすなど将来に亘り維持・保全が図られていくもので、現時点では他の施策では助成対象とならないものを対象に改修助成を実施する。
- 寄付促進のための取組
ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的なPR、寄付者へのインセンティブ策の構築等、多様な取組みを展開する。

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家改修助成モデル事業	H18～H22	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施
京町家改修助成事業	H23～	財団法人 京都市景観・まちづくりセンターが実施 ※平成24年4月から公益財団法人に移行

(事業主体) 所有者等
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。

- 京町家改修助成モデル事業
景観形成に寄与し、文化発信、まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。
- 京町家活動助成モデル事業
京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。
- 京町家改修助成事業
第一段階としての先行的モデル事業を終了し、今後は安定・継続的な事業の実施期として、地域まちづくりとの関係性が深く、改修後は景観重要建造物の指定をめざすなど将来に亘り維持・保全が図られていくもので、現時点では他の施策では助成対象とならないものを対象に改修助成を実施する。
- 寄付促進のための取組
ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的なPR、寄付者へのインセンティブ策の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当てはまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することにより、歴史的町並み景観の保全を図り、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当てはまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することにより、歴史的町並み景観の保全を図り、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

サ 京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業	H27～	H27 住民参加型まちづくりファンド支援業務【クラウドファンディング活用型】 H28～公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが実施

(事業主体) 所有者等
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

事業者と投資家をインターネット上で結びつけ、多数の投資家から小額ずつ資金を集める「クラウドファンディング」の仕組みを活用した京町家の改修を推進することにより、京町家の保全・活用を促進する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

寄付ではなく投資を募ることで、事業者と出資者の京町家の保全・活用に対する機運を向上させるとともに、京町家に対する改修助成を行うことで、京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、それらを活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-38)

ス 未指定文化財庭園の調査

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22~H24	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全域
(事業内容)

生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について、市内の大学と連携して調査を行い、京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを、市指定や登録文化財等として保護していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

民家などの庭は、歴史的建造物を構成する要素として重要であり、規模が大きいものになると、良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し、必要な保護を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

セ 空き家対策推進事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
空き家対策推進事業	H26~	防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業) (<u>基幹・提案事業</u>)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全域
(事業内容)

平成26年4月1日施行の「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P7-36)

セ 京都を彩る建物や庭園制度

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都を彩る建物や庭園制度	H23~	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全域
(事業内容)

市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化、公表することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、保全・継承を図っていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけではなく、市民目線の残すべき建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ソ 空き家対策推進事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
空き家対策推進事業	H26~	防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業) (提案事業)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全域
(事業内容)

平成26年4月1日施行の「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-39)

㇏ 歴史的景観の保全に関する検証事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
歴史的景観の保全に関する検証事業	H26	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全域
(事業内容)

近年、これまで不変なものと考えられていた寺社に変化が生じるケースや寺社周辺に規制の範囲内とはいえ周辺とはスケール感が異なる建物が建設されるケース、世界遺産のバッファゾーンにおいて宅地開発計画が行われるなど、京都の貴重な資産である歴史的な景観が失われる事象が相次いでいる。

このようなことから、世界に誇る京都の優れた景観の保全を更に強力に推進するため、京都の景観上、重要な要素となる世界遺産、寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために必要な措置を具体化するとともに、景観重要建造物等への指定候補リストを作成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な景観の重要な要素である寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する様々な課題を詳細に把握し、これまで以上に実効性のある保全措置を立案、効果を検証することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

また、景観上重要な要素である寺院や神社、近代建築物などを景観重要建造物等への指定を行うとともに、修理・修景補助を実施することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

㇏ 社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全	H30～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全域
(事業内容)

世界遺産をはじめとする寺社や御苑、離宮、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産と一体となって形づくられている歴史的景観を保全し、未来へ継承するため、「景観規制の充実」、「有効な支援策」、「景観づくりの推進」の3つの柱を一体的に以下の具体策を進める。

(1)眺望景観創生条例に基づく事前協議 (景観デザインレビュー) 制度を運用し、地域特性を生かした良好な建築計画の誘導を図る。

(2)寺社等の歴史的建築物等の所有者の求めに応じて、維持保全・活用に詳しい専門家を派遣する。

(3)市内の歴史的資産等について市民等と共有できる「景観情報共有システム」の保守・運営等を行う。

(4)歴史的資産の価値や特徴、周辺の景観特性、まちの成り立ち等をまとめた「歴史的資産周辺の景観情報 (プロフィール)」に地域特有の情報を反映するため、地域と協働しながら、ワークショップ等の取組を進める。

(5)景観重要建造物等の指定を拡大し、歴史的景観の核となる寺社や周辺の伝統的な建造物の維持・保全を図る。

(6)地域の歴史的資産や特徴を生かした景観づくり・まちづくりを推進し、景観への意識の醸成に努める。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

寺社は、「祈りと信仰のまち京都」において、京都のまちの宗教的文化を引き継ぐもので、これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちの繋がりや、歴史的風致を代表するものである。

これらの価値を市民と共有し、規制や支援、景観づくりに繋げることで、地域の歴史、文化、町並みを生かしたまちづくりの推進に寄与することとなる。

旧 (P7-37)

㇏ 歴史的景観の保全に関する検証事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
歴史的景観の保全に関する検証事業	H26	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全域
(事業内容)

近年、これまで不変なものと考えられていた寺社に変化が生じるケースや寺社周辺に規制の範囲内とはいえ周辺とはスケール感が異なる建物が建設されるケース、世界遺産のバッファゾーンにおいて宅地開発計画が行われるなど、京都の貴重な資産である歴史的な景観が失われる事象が相次いでいる。

このようなことから、世界に誇る京都の優れた景観の保全を更に強力に推進するため、京都の景観上、重要な要素となる世界遺産、寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために必要な措置を具体化するとともに、景観重要建造物等への指定候補リストを作成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な景観の重要な要素である寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する様々な課題を詳細に把握し、これまで以上に実効性のある保全措置を立案、効果を検証することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

また、景観上重要な要素である寺院や神社、近代建築物などを景観重要建造物等への指定を行うとともに、修理・修景補助を実施することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

㇏ 京町家魅力発信事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家魅力発信コンテスト～ムービーからムーブメント～	H27	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 京都市全域
(事業内容)

京町家の魅力を伝える短編の映像作品を広く募集し、優秀作品を表彰することにより京町家保全再生の機運を高める。さらに、優秀作品を情報発信ツールとして活用し、幅広い層に京町家の魅力を伝えることで空き家の利活用や新たな需要層の掘り起こし、観光振興等につなげる。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京町家の魅力を伝える映像を発信することで、年々減少する京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-40)

旧 (なし)

チ 京町家魅力発信事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家魅力発信コンテスト ～ムービーからムーブメント～	H27	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都市全域

(事業内容)

京町家の魅力を伝える短編の映像作品を広く募集し、優秀作品を表彰することにより京町家保全再生の機運を高める。さらに、優秀作品を情報発信ツールとして活用し、幅広い層に京町家の魅力を伝えることで空き家の利活用や新たな需要層の掘り起こし、観光振興等につなげる。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京町家の魅力を伝える映像を発信することで、年々減少する京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ツ 京町家保全・継承推進事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家保全・継承推進事業	H30～	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 国土交通省

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市京町家の保全及び継承に関する条例(以下「京町家条例」という。)に基づく指定地区内の京町家や個別指定の京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要な外部改修工事にかかる費用の一部の助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京町家条例においては、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めるため、地区や個別の建物を指定することとしている。それらの指定された地区内の京町家や個別で指定された京町家の改修等に対して助成することにより、京都の伝統的な町並みや暮らしの文化、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-42)

る特有の優れた都市の風景を形成しており、本市の景観を構成する重要な要素であり、京都の人々にとって、かけがえのないものである。また、世界文化遺産をはじめとする多くの寺社や歴史的建造物などが三山の山麓部に位置し、森林と一体となって、趣ある景観と風趣、荘厳な雰囲気醸し出している。

しかしながら、近年、人々の暮らしが森林と密接な関係を持たなくなったため、三山の森林の植生が変化してきている。

このため、三山の森林のあるべき方向性と森林像を選択的に抽出する「森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき、京都らしい美しい森林と豊かな自然環境をもつ森林として再生し、歴史都市・京都にふさわしい森林景観の形成を目指すとともに、自然との共生、「木の文化」を大切にすまちづくりに取り組むことにより、京都の自然環境と一体となった景観及び歴史的風致を維持・向上させる。

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
屋外広告物適正化推進事業	H18～	市単独事業
広告景観づくりデザイン助成事業	H19～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	S31～	市単独事業 (委託事業はH16まで府補助金)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都にふさわしい広告景観の創出に向け、全市域を対象に行政代執行も視野に入れた集中的な是正指導の取組を行い、違反状況の解消に努めることにより、当初推定で約7割が違反状態であったものが、平成29年度末時点で条例に沿って適正に表示いただいている広告は、全体の約96%にまで向上した。

また、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等に対して、職員又は屋外広告物法第7条第4項に基づき本市が権限を委嘱したボランティア団体による随時の除却を行っている他、市内幹線道路にある電柱や道路柵等を対象に定期的に除却もしている。

更に、平成19年度から、広告景観の向上に寄与する、優良な屋外広告物を設置する者に対し、設置費用等を補助する制度として、京都市優良屋外広告物補助金交付制度を設け、優良な広告景観の誘導を行ってきたが、平成28年度からは、制度を京都市広告景観づくり補助金交付制度と改め、これまでから補助対象であった優良なデザインの屋外広告物に加えて、京都にふさわしい広告景観の形成に有効な和風の素材を用いた広告物である「のれん・ちょうちん」に対する補助を拡充し、広告景観の一層の向上に取り組んでいる。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、市内全域におい

旧 (P7-39)

る特有の優れた都市の風景を形成しており、本市の景観を構成する重要な要素であり、京都の人々にとって、かけがえのないものである。また、世界文化遺産をはじめとする多くの寺社や歴史的建造物などが三山の山麓部に位置し、森林と一体となって、趣ある景観と風趣、荘厳な雰囲気醸し出している。

しかしながら、近年、人々の暮らしが森林と密接な関係を持たなくなったため、三山の森林の植生が変化してきている。

このため、三山の森林のあるべき方向性と森林像を選択的に抽出する「森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき、京都らしい美しい森林と豊かな自然環境をもつ森林として再生し、歴史都市・京都にふさわしい森林景観の形成を目指すとともに、自然との共生、「木の文化」を大切にすまちづくりに取り組むことにより、京都の自然環境と一体となった景観及び歴史的風致を維持・向上させる。

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
屋外広告物適正化推進事業	H18～	市単独事業
広告景観づくりデザイン助成事業	H19～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	S31～	市単独事業 (委託事業はH16まで府補助金)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができる」と規定している。

京都市においては、職員又は本市が権限を委嘱したボランティア団体による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等を対象に定例的に除却を行っている。

また、平成19年度から、広告景観の向上に寄与する、優良な屋外広告物を設置する者に対し、設置費用等を補助する制度として、京都市優良屋外広告物補助金交付制度を設け、優良な広告景観の誘導を行ってきたが、平成28年度からは、制度を京都市広告景観づくり補助金交付制度と改め、対象を京都にふさわしい和風の素材を用いた広告物である「のれん・ちょうちん」にも拡充し、広告景観の一層の向上に取り組んでいる。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告は都市の景観を構成する重要な

新 (P7-43)

旧 (P7-40)

て地域の特性に応じた規制や条例の趣旨に沿った是正指導, また, 京都にふさわしい広告物に対する補助を行うことにより, 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが更に推進される。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

(4) まちの活性化, 魅力の発信事業

ア 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度	H27～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

文化遺産を個々に認定するのではなく, 京都の地域社会, 文化遺産を支える人や匠の技, 精神性などに基づくテーマでまとめ, 集合体として認定する。

より多くの方々に, 個々に見るだけではわからなかった新たな魅力を伝え, 歴史や文化への理解を深めてもらうとともに, それらを支える地域, 人々が貴重な文化遺産を維持, 継承しているという誇りを高めてもらうことで, 京都の文化遺産を守り, 活かす取組につなげていく。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都には, 1200年を**超える**悠久の歴史と自然の中で, 宮廷や寺院神社, 武家社会のほか, 人々の暮らしの中から生まれ, 築かれてきた様々な有形・無形の文化遺産がある。それらの文化遺産を集合体として認定することで, 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

要素の一つであることから, 市内全域において地域の特性に応じた規制や条例の趣旨に沿った是正指導, また, 京都にふさわしい広告物に対する補助を行うことにより, 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが更に推進される。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

(4) まちの活性化, 魅力の発信事業

ア 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度	H27～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

文化遺産を個々に認定するのではなく, 京都の地域社会, 文化遺産を支える人や匠の技, 精神性などに基づくテーマでまとめ, 集合体として認定する。

より多くの方々に, 個々に見るだけではわからなかった新たな魅力を伝え, 歴史や文化への理解を深めてもらうとともに, それらを支える地域, 人々が貴重な文化遺産を維持, 継承しているという誇りを高めてもらうことで, 京都の文化遺産を守り, 活かす取組につなげていく。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都には, 1200年の悠久の歴史と自然の中で, 宮廷や寺院神社, 武家社会のほか, 人々の暮らしの中から生まれ, 築かれてきた様々な有形・無形の文化遺産がある。それらの文化遺産を集合体として認定することで, 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

新 (P7-50)

キ 京都・^{はなどうろ}花灯路

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都・花灯路	H14～	市単独事業

(事業主体)

京都・花灯路推進協議会 (京都府, 京都市, 京都商工会議所, (一財) 京都仏教会, (公社) 京都市観光協会, (公財) 京都文化交流コンベンションビューロー)

(事業内容)

京都を代表する寺院, 神社をはじめとする歴史的文化遺産や町並みなどを, 日本情緒豊かな陰影ある「露地行灯」の灯りと, いけばな作品の「花」でつなぎ, 京都ならではの雅を醸し出す。「灯り」と「花」による演出を基本手法にして, 訪れる人々が「安らぎ」と「華やぎ」を体感できるようなスケールの大きな夜の時・空間を創出する。重点区域内では, 東山地域 (東山花灯路) で行われている。

また, 平成19年度からは, 自然エネルギーで発電されたクリーンな電力「京グリーン電力」をライトアップの一部に利用することにより, 環境に配慮した事業となるよう努めている (平成20年度からは全ての電力に使用)。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業は, 京都の夜の風物詩として定着しつつある。京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより新たな賑わいを創出するとともに, 歴史的建造物をめぐり, 歴史的資源や町並みを実際に感じることで, 京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会となる。そして, ひいては歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。

ク 保勝会事業補助

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
保勝会事業補助	S43～	市単独事業

(事業主体) 各保勝会

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

保勝会 (京都市内の観光景勝地を維持し, 発展させるために, それぞれの地域住民によって自主的に組織された団体) が行う地域の清掃活動やイベントの開催, 散策コースの紹介等の活動に対し, 補助金を交付する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

保勝会への補助金の交付を通じて, 歴史的風致を形成している観光景勝地の維持・発展に寄与することはもとより, そこに暮らす地域の人々の自主的な活動を支援することにより地元活力を活かした継続的な取組につながる。そして, ひいては地域力によるまちづくりが推進される。

旧 (P7-47)

キ 京都・^{はなどうろ}花灯路

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都・花灯路	H14～	市単独事業

(事業主体)

京都・花灯路推進協議会 (京都府, 京都市, 京都商工会議所, 京都仏教会, (公社) 京都市観光協会, (公財) 京都文化交流コンベンションビューロー)

(事業内容)

京都を代表する寺院, 神社をはじめとする歴史的文化遺産や町並みなどを, 日本情緒豊かな陰影ある「露地行灯」の灯りと, いけばな作品の「花」でつなぎ, 京都ならではの雅を醸し出す。「灯り」と「花」による演出を基本手法にして, 訪れる人々が「安らぎ」と「華やぎ」を体感できるようなスケールの大きな夜の時・空間を創出する。重点区域内では, 東山地域 (東山花灯路) で行われている。

また, 平成19年度からは, 自然エネルギーで発電されたクリーンな電力「京グリーン電力」をライトアップの一部に利用することにより, 環境に配慮した事業となるよう努めている (平成20年度からは全ての電力に使用)。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業は, 京都の夜の風物詩として定着しつつある。京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより新たな賑わいを創出するとともに, 歴史的建造物をめぐり, 歴史的資源や町並みを実際に感じることで, 京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会となる。そして, ひいては歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。

ク 保勝会事業補助

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
保勝会事業補助	S43～	市単独事業

(事業主体) 各保勝会

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

保勝会 (京都市内の観光景勝地を維持し, 発展させるために, それぞれの地域住民によって自主的に組織された団体) が行う地域の清掃活動やイベントの開催, 散策コースの紹介等の活動に対し, 補助金を交付する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

保勝会への補助金の交付を通じて, 歴史的風致を形成している観光景勝地の維持・発展に寄与することはもとより, そこに暮らす地域の人々の自主的な活動を支援することにより地元活力を活かした継続的な取組につながる。そして, ひいては地域力によるまちづくりが推進される。

新 (P7-53)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京もの海外市場 開拓事業	H24～H26	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 海外
(事業内容)

「京もの」の魅力を強力にアピールし、海外への販売を行うビジネスモデルを確立するため、国内コーディネーター、海外コーディネーター、商品開発アドバイザーを軸にした仕組みを構築し、市内の伝統産業事業者の海外発展を支援する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京もの海外進出 支援事業	H27～ H29	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 海外
(事業内容)

海外アドバイザーの指導のもと、パリ市のインキュベーション施設「アトリエ・ド・パリ」所属のデザイナーとともに、海外の現地ニーズに合った商品を開発し、海外市場の開拓を支援する「京都コンテポラリー」、京都の伝統技術やものづくり技術が用いられた素材(例 西陣織、京唐紙)の海外市場の開拓を希望する事業者を支援する「京都コネクション」の2事業を展開する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都が世界に誇る伝統産業製品である「京もの」の市場を開拓し、需要の拡大を図ることにより、伝統産業業界が活性化し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(カ) 京の『匠』ふれあい事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京の『匠』ふれ あい事業	H17～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

市民・児童・観光客等を対象とした伝統産業の職人さんによる制作体験教室等を実施す

る。

○ 伝統工芸・技の探訪事業

西陣織会館、京都伝統産業ふれあい館において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行う。

○ 京の『匠』先生派遣事業(体験活動推進事業にも掲載)

伝統工芸品を制作する技術者を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統技術の職人の方々への雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことによって、伝統産業の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(キ) 京ものきらめきチャレンジ事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京ものきらめき チャレンジ事業	H20～H24	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都の伝統産業を牽引するトップランナーを生み出すため、事業者等の創造的な活動を支援するものであり、マーケティングの視点や明確な戦略性の確立により現代における伝統産業製品の需要を掘り起こし、事業活動をサポートする。公募制で、ターゲットや新商品開発、技術の新分野への利用、ブランドの構築などのテーマを設定し、事業者等が実施する新たな取組を支援する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

ターゲットを明確にした市場の開拓を促し、伝統産業の活性化を図ることにより伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P7-50)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京もの海外市場 開拓事業	H24～H26	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 海外
(事業内容)

「京もの」の魅力を強力にアピールし、海外への販売を行うビジネスモデルを確立するため、国内コーディネーター、海外コーディネーター、商品開発アドバイザーを軸にした仕組みを構築し、市内の伝統産業事業者の海外発展を支援する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京もの海外進出 支援事業	H27～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 海外
(事業内容)

海外アドバイザーの指導のもと、パリ市のインキュベーション施設「アトリエ・ド・パリ」所属のデザイナーとともに、海外の現地ニーズに合った商品を開発し、海外市場の開拓を支援する「京都コンテポラリー」、京都の伝統技術やものづくり技術が用いられた素材(例 西陣織、京唐紙)の海外市場の開拓を希望する事業者を支援する「京都コネクション」の2事業を展開する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都が世界に誇る伝統産業製品である「京もの」の市場を開拓し、需要の拡大を図ることにより、伝統産業業界が活性化し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(カ) 京の『匠』ふれあい事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京の『匠』ふれ あい事業	H17～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

市民・児童・観光客等を対象とした伝統産業の職人さんによる制作体験教室等を実施す

る。

○ 伝統工芸・技の探訪事業

西陣織会館、京都伝統産業ふれあい館において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行う。

○ 京の『匠』先生派遣事業(体験活動推進事業にも掲載)

伝統工芸品を制作する技術者を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統技術の職人の方々への雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことによって、伝統産業の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(キ) 京ものきらめきチャレンジ事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京ものきらめき チャレンジ事業	H20～H24	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都の伝統産業を牽引するトップランナーを生み出すため、事業者等の創造的な活動を支援するものであり、マーケティングの視点や明確な戦略性の確立により現代における伝統産業製品の需要を掘り起こし、事業活動をサポートする。公募制で、ターゲットや新商品開発、技術の新分野への利用、ブランドの構築などのテーマを設定し、事業者等が実施する新たな取組を支援する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

ターゲットを明確にした市場の開拓を促し、伝統産業の活性化を図ることにより伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

イ 伝統文化

(7) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21~H29	市単独事業

(事業主体) 京都市, 京都芸術センター (公益財団法人 京都市芸術文化協会)

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道, 華道, 伝統芸能をはじめ, それらを支える伝統文化 (着物, 工芸品, 楽器など) を, 市民や観光客が気軽に鑑賞し, 身近に触れ, 体験できる機会を創出し, 市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。

具体的には, 「触れる」, 「聴く」, 「薫る」, 「味わう」, 「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開した。

○ 京都創生劇場 (平成24年度までは京都創生座)

平成19年度から, 国立京都伝統芸能文化センター (仮称) の機能として想定している事業を先行的に試行し, センターのイメージを明らかにするためのモデル事業として「京都創生座」を実施している。

平成20年度においては, 「京都創生座」の公演に加え, 更に幅広い角度から伝統文化の魅力を多くの人々に理解いただくため, 伝統芸能を楽しむためのレクチャー公演「伝統芸能ことはじめ」なども実施した。

平成21年度以降は, 「五感で感じる和の文化事業」の中の一事業として総合的な伝統芸能の公演を展開していく。なお, 「京都創生座」は平成26年から「京都創生劇場」と名称を改め, 開催した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

茶道, 華道, 伝統芸能, 伝統工芸をはじめとする和の文化は, 様々な文化が重なり合い, 支えあって形成され, 受け継がれてきた。これらの文化は京都の町や人々の生活の中に, 教養やたしなみとして息づいて根を下ろし培われてきたが, 近年のライフスタイルの変化

等により, 市民側の文化に身近に触れる機会が減少している。

「五感で感じる和の文化事業」を展開することによって, 市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ, 体験することができる機会を創出し, 今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり, 伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり, 文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-30-1 五感で感じる和の文化事業
撮影: 大島拓也

(7)-2 伝統芸能文化創生プロジェクト

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
伝統芸能文化創生プロジェクト	H30~	市単独事業

(事業主体) 伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス (京都市, 京都芸術センター (公益財団法人 京都市芸術文化協会))

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

平成23年度に策定した「国立京都伝統芸能文化センター (仮称) 基本構想」に掲げるセンターに備えるべき機能の実現を目指すプロジェクト。「五感で感じる和の文化事業」の成果を引き継ぎ, 伝統芸能文化に関する保存・継承・普及等の総合的な観点から, 伝統芸能文化を取り巻く課題の改善や継承へ向けた提案に取り組む。

また, 文化庁とも連携し, 全国の関係機関とのネットワーク構築を推進することで, 国内全体の伝統芸能文化の振興に取り組み, 京都の伝統芸能文化の創生・活性化へとつなげる。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「五感で感じる和の文化事業」を継承するこ

イ 伝統文化

(7) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21~H29	市単独事業

(事業主体) 京都市, 京都芸術センター (公益財団法人 京都市芸術文化協会)

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道, 華道, 伝統芸能をはじめ, それらを支える伝統文化 (着物, 工芸品, 楽器など) を, 市民や観光客が気軽に鑑賞し, 身近に触れ, 体験できる機会を創出し, 市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。

具体的には, 「触れる」, 「聴く」, 「薫る」, 「味わう」, 「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開した。

○ 京都創生劇場 (平成24年度までは京都創生座)

平成19年度から, 国立京都伝統芸能文化センター (仮称) の機能として想定している事業を先行的に試行し, センターのイメージを明らかにするためのモデル事業として「京都創生座」を実施している。

平成20年度においては, 「京都創生座」の公演に加え, 更に幅広い角度から伝統文化の魅力を多くの人々に理解いただくため, 伝統芸能を楽しむためのレクチャー公演「伝統芸能ことはじめ」なども実施した。

平成21年度以降は, 「五感で感じる和の文化事業」の中の一事業として総合的な伝統芸能の公演を展開していく。なお, 「京都創生座」は平成26年から「京都創生劇場」と名称を改め, 開催した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

茶道, 華道, 伝統芸能, 伝統工芸をはじめとする和の文化は, 様々な文化が重なり合い, 支えあって形成され, 受け継がれてきた。これらの文化は京都の町や人々の生活の中に, 教養やたしなみとして息づいて根を下ろし培われてきたが, 近年のライフスタイルの変化等により

市民側の文化に身近に触れる機会が減少している。

「五感で感じる和の文化事業」を展開することによって, 市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ, 体験することができる機会を創出し, 今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり, 伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり, 文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業
撮影: 大島拓也

(4) 京都文化祭典事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都文化祭典	H16~H28	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

13年間にわたり毎年, 秋の約1箇月半の間, 京都の神社仏閣や京都コンサートホールなど, まち全体を舞台に, 京都が内外に誇る伝統芸能や先駆的な文化芸術の催しを行った。

また, 京都市の他の事業との連携を図りながら様々なイベントを行ったほか, 市内の文化団体等に「協賛事業」としての参画を呼びかけた。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な神社仏閣や市内の様々な施設において, 京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって, 京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし, 文化芸術を活かしたまちづくりを推進することにつながる。

新 (P7-56)

とによって、市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり、伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-30-2 伝統芸能文化創生プロジェクト

(イ) 京都文化祭典事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都文化祭典	H16～H28	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

13年間にわたり毎年、秋の約1箇月半の間、京都の神社仏閣や京都コンサートホールなど、まち全体を舞台に、京都が内外に誇る伝統芸能や先駆的な文化芸術の催しを行った。

また、京都市の他の事業との連携を図りながら様々なイベントを行ったほか、市内の文化団体等に「協賛事業」としての参画を呼びかけた。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な神社仏閣や市内の様々な施設において、京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活かしたまちづくりを推進することにつながる。

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
市民狂言会	S32～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 京都観世会館
(事業内容)
大蔵流茂山千五郎家・忠三郎家の協力のもと、市民の皆様が親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成29年度で60周年を迎え、200回以上の開催を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(イ) 京都新能

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都新能	S25～	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意味。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

(事業主体) 京都市、一般社団法人京都能楽会、ロームシアター京都 (公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団)

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

年6月1日・2日に、平安神宮の境内で新能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

旧 (P7-53)

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
市民狂言会	S32～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 京都観世会館
(事業内容)

大蔵流茂山社中の協力のもと、市民の皆様が親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成29年度で60周年を迎え、200回以上の開催を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(イ) 京都新能

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都新能	S25～	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

(事業主体) 京都市、一般社団法人京都能楽会、ロームシアター京都 (公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団)

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

毎年6月1日・2日に、平安神宮の境内で新能を開催。昭和25年から毎年開催してお

り、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京都新能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、新能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、平成29年で第68回を数える。この間、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 花街の伝統芸能保存育成事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
花街の伝統伎芸保存育成事業	H8～	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体) 公益財団法人京都伝統伎芸振興財団

(事業区域) 五花街

(事業内容)

花街の伝統伎芸を保存・継承することを目的として設立された「公益財団法人京都伝統伎芸振興財団 (おおきに財団)」の行う伝統伎芸保存・育成事業を助成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京の芸妓・舞妓」が存在する京都の花街は、京都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統伎芸を伝承しており、その町並みとともに京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統伎芸を保存・育成することにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-57)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、平30年で第69回を数える。この間、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(イ) 花街の伝統芸能保存育成事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
花街の伝統伎芸保存育成事業	H8～	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体) 公益財団法人京都伝統伎芸振興財団
(事業区域) 五花街
(事業内容)

花街の伝統伎芸を保存・継承することを目的として設立された「公益財団法人京都伝統伎芸振興財団(おおきに財団)」の行う伝統伎芸保存・育成事業を助成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京の芸妓・舞妓」が存在する京都の花街は、京都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統伎芸を伝承しており、その町並みとともに京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統伎芸を保存・育成することにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(カ) 葵祭・時代祭の運営等に対する支援

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	～	市単独事業 (京都府からの助成も有)
時代祭活性化助成事業	H17～H21	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体)

葵 祭：葵祭行列保存会
時代祭：平安講社

(事業内容)

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的

によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

○ 葵祭

葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。

○ 時代祭

時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。また、衣装・祭具などの整備を柱とする「時代祭活性化助成事業」を、府市協調により平成17年度を初年度とする5ヵ年計画で実施する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

これらの伝統的な祭礼を支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対する助成を行うことで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(キ) 伝統文化体験総合推進事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
伝統文化体験総合推進事業		市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都に息づく伝統文化、伝統芸能、伝統産業を児童・生徒が直接体験する学校教育活動を推進することにより、わが国の伝統と文化を理解し、それらを尊重する態度の育成を図る。

具体的には、伝統産業を主題とした副読本「わたしたちの伝統産業」の作成、放課後や長期休業期間中等を利用した伝統文化などにかかわる「京の子ども「かがやき」創造事業」、小中学校を対象とした伝統産業等にかかわる方々による授業「京の『匠』ふれあい事業」の他、京都三大祭の見学等がある。また、教職員を対象に伝統文化をテーマとした研修講座を開設するなど、教職員の指導力の向上を目指している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史・文化を継承していく子どもたちに伝統文化や伝統産業を直接体験する機会を創出

旧 (P7-54)

(カ) 葵祭・時代祭の運営等に対する支援

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	～	市単独事業 (京都府からの助成も有)
時代祭活性化助成事業	H17～H21	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体)

葵 祭：葵祭行列保存会
時代祭：平安講社

(事業内容)

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

○ 葵祭

葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。

○ 時代祭

時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。また、衣装・祭具などの整備を柱とする「時代祭活性化助成事業」を、府市協調により平成17年度を初年度とする5ヵ年計画で実施する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

これらの伝統的な祭礼を支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対する助成を行うことで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(キ) 伝統文化体験総合推進事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
伝統文化体験総合推進事業		市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都に息づく伝統文化、伝統芸能、伝統産業を児童・生徒が直接体験する学校教育活動を推進することにより、わが国の伝統と文化を理解し、それらを尊重する態度の育成を図る。

具体的には、伝統産業を主題とした副読本

「わたしたちの伝統産業」の作成、放課後や長期休業期間中等を利用した伝統文化などにかかわる「京の子ども「かがやき」創造事業」、小中学校を対象とした伝統産業等にかかわる方々による授業「京の『匠』ふれあい事業」の他、京都三大祭の見学等がある。また、教職員を対象に伝統文化をテーマとした研修講座を開設するなど、教職員の指導力の向上を目指している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史・文化を継承していく子どもたちに伝統文化や伝統産業を直接体験する機会を創出することにより、これらに対する理解を深め、京都の文化を尊重する心を育て、伝統文化、伝統産業の次代の担い手を育てることにつながる。そして、これらにより文化芸術や伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-32 伝統文化体験総合推進事業 1



写真 7-33 伝統文化体験総合推進事業 2

新 (P7-58)

することにより、これらに対する理解を深め、京都の文化を尊重する心を育て、伝統文化、伝統産業の次代の担い手を育てることにつながる。そして、これらにより文化芸術や伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-32 伝統文化体験総合推進事業 1



写真 7-33 伝統文化体験総合推進事業 2

(ウ) 上京区の伝統文化をまるごと体験！！

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
上京区の伝統文化をまるごと体験！！ ～ちびっ子豆博士の育成～	H21～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 上京区
(事業内容)

上京区は、平安遷都以来1200年を超える長い歴史に培われた伝統や文化が集積されたまちであり、京都はもとより日本の歴史・文化の宝庫でもある。この豊かな歴史・文化、特に伝統文化について、幼いころから触れることや体験することを通じて理解を深めるとともに地域に対する愛着心を醸成するため、「上京区の伝統文化をまるごと体験！！」講座を実施する。

上京区内の小中学生を対象に、上京の伝統文化―茶道、能、香道、和菓子、和楽器―について、子供たちが実際に体験し、直接触れることやその歴史の話を聞く中で、理解や知

識を深める。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
歴史・文化を継承していく子供たちが、地域の伝統文化の深さを体感し、地域の伝統文化についての理解や知識を深めることで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ケ) 東山区民ふれあい文化財鑑賞会

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
東山区民ふれあい文化財鑑賞会	S58～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 東山区
(事業内容)

東山区内の複数の寺社等を歩いて巡り、史跡や文化財を鑑賞することにより、文化に対する関心を深め、歴史と文化財の宝庫である東山区のすばらしさを再発見することを通して、交流とふれあいを深める。

事業実施に当たっては、各種市民団体の協力を得、ボランティア等によるガイド等も行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

史跡や文化財が集積している東山区において、昭和58年から継続的に実施されている事業であり、市民が文化財に対する理解を深めることで、地域の文化財に対する関心や愛着を育み、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-34 東山区民ふれあい文化財鑑賞会 1



写真 7-35 東山区民ふれあい文化財鑑賞会 2

旧 (P7-55)

(ウ) 上京区の伝統文化をまるごと体験！！

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
上京区の伝統文化をまるごと体験！！ ～ちびっ子豆博士の育成～	H21～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 上京区
(事業内容)

上京区は、平安遷都以来1200年を超える長い歴史に培われた伝統や文化が集積されたまちであり、京都はもとより日本の歴史・文化の宝庫でもある。この豊かな歴史・文化、特に伝統文化について、幼いころから触れることや体験することを通じて理解を深めるとともに地域に対する愛着心を醸成するため、「上京区の伝統文化をまるごと体験！！」講座を実施する。

上京区内の小中学生を対象に、上京の伝統文化―茶道、能、香道、和菓子、和楽器―について、子供たちが実際に体験し、直接触れることやその歴史の話を聞く中で、理解や知識を深める。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史・文化を継承していく子供たちが、地域の伝統文化の深さを体感し、地域の伝統文化についての理解や知識を深めることで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

を得、ボランティア等によるガイド等も行う。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
史跡や文化財が集積している東山区において、昭和58年から継続的に実施されている事業であり、市民が文化財に対する理解を深めることで、地域の文化財に対する関心や愛着を育み、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-34 東山区民ふれあい文化財鑑賞会 1



写真 7-35 東山区民ふれあい文化財鑑賞会 2

(ケ) 東山区民ふれあい文化財鑑賞会

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
東山区民ふれあい文化財鑑賞会	S58～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 東山区
(事業内容)

東山区内の複数の寺社等を歩いて巡り、史跡や文化財を鑑賞することにより、文化に対する関心を深め、歴史と文化財の宝庫である東山区のすばらしさを再発見することを通して、交流とふれあいを深める。

事業実施に当たっては、各種市民団体の協力

